

特記仕様書

業務名 : 檀原公苑陸上競技場全天候舗装調査等業務委託

履行場所 : 檀原市畝傍町 地内

1 共通仕様

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書、業務委託仕様書に記載する標準仕様書等、契約書及び関係図書に基づき実施するものとする。これらに記載のない事項又は疑義が生じた事項については、受託者は発注者の担当職員(以下「監督職員」という。)と協議し、その指示に従うものとする。

2 一般事項

- (1) 受託者は記載のない事項については監督職員と協議し、その指示を受けること。
- (2) 受託者は、労働基準法その他関係法令の趣旨に則り、労働時間、安全衛生及び労務管理について適切に履行すること。
- (3) 本業務の履行に当たっては、原則として4週8休を確保するものとする。
ただし、施設利用その他の事情により休日等に作業を行う必要がある場合は、監督職員及び施設管理者と事前に協議すること。
- (4) 受託者は、その他関係する法令、条例、規則及び施設管理者の定める事項を遵守すること。

3 履行スケジュール関係

- (1) 業務の着手時期については、監督職員の指示に従うこと。
- (2) 業務は、陸上競技場の一般利用を禁止している期間に実施することを原則とし、受託者は、業務着手前にスケジュール表を提出して監督職員の承認を得ること。
なお、このスケジュール表による履行が困難となった場合は、直ちに監督職員と協議すること。
- (3) 本業務の作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

4 履行確認及び立会い

原則として受託者の責任において業務を履行するものとし、必要に応じて監督職員が立ち会い、又は履行状況の確認を行うものとする。受託者は、監督職員から確認を求められた場合、必要な資料、記録及び試験結果等を提示すること。

5 提出書類及び成果品

- (1)契約締結後速やかに、業務実施計画書等(全体スケジュール表、業務責任者及び業務担当者の選任届、業務実施体制表、現場作業実施計画書(要領書)等)を提出すること。
- (2)業務写真(着手前、履行中及び履行後を撮影したもの)、監督職員が指示した報告書等を、業務完了後2部提出し、履行確認を受けること。
- (3)成果品(完成写真、測定記録、試験結果、保証書等)、その他監督職員の指示するものを、2部提出すること。

6 交通誘導員の配置

- (1)交通誘導員は、「警備業法(昭和47年法律第117号)」第4条に基づく認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- (2)交通誘導員については、下表のとおりとする。業務の実工程等による交通誘導員の増減は、原則として契約変更の対象としない。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により交通誘導員の編成が変更となる場合は、監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とすることがある。
- (3)業務内容に変更が生じた場合は、契約図書について監督職員と協議するものとし、必要に応じて契約変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交替要員の有無	備考
施工箇所 工事用出入口	1名×2日	交通誘導員B:1名	昼間	無	資材搬出入時

交通誘導員B:警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

7 建設副産物等の搬出及び処理

搬出先の変更のみを理由とする契約変更は行わない。ただし、別途処理計画がある場合は、事前に監督職員と協議し、その指示に従うものとし、必要に応じて契約変更の対象とする。また、受託者の責めによらないやむを得ない理由により、下記の処分先による処理が困難となった場合は、監督職員と協議するものとし、受入場所(施設)及び契約内容の変更対象とする。受託者の責めによらないやむを得ない理由とは、次の①～④をいう。

- ① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入れが不可能となった場合
- ② 受入場所(施設)までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路による運搬距離が著しく延びる場合

- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難となった場合
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合

受託者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)その他処理証明書により、建設副産物が適正に処理されたことを確認するとともに、これらの写しを監督職員に提出しなければならない。

種別	処分先	業務場所からの距離(参考)
廃プラ	(有)大志	4km

8 公認検定

- (1)本競技場は、日本陸上競技連盟が定める第2種公認の検定基準に合格するものとする。なお、公認検定の実施時期は、発注者が別途指示する。
- (2)受託者は、日本陸上競技連盟による検定に立会い、測定結果が公認基準を満足しない部分は受託者の責任において手直し、修復を行うものとする。
- (3)公認検定のための諸手続及び検定費用(公認料を含む。)は本業務に含まない。ただし、公認検定に必要な書類作成、資料提供、協議及び調整等については、発注者に協力すること。

9 業務用電力、水道等の利用

構内既存施設の利用は、次のとおりとする。

- (1)既存電気設備の利用 利用可(有償)
- (2)既存水道設備の利用 利用可(有償)

なお、利用する場合は、監督職員立会いのうえ、参考メーターを取り付けること。

10 その他

- (1)作業日報(様式は任意とする。)を作成すること。
- (2)作業開始時及び作業終了時は、施設管理者に連絡すること。
- (3)特別の理由により、休日にやむを得ず作業を行う場合は、前々日までに施設管理者の承諾を得ること。
- (4)業務実施場所の施設種類(都市公園及び体育施設)に鑑み、作業の際は施設利用者の安全に特に留意し、事故のないよう十分注意して業務を履行すること。
- (5)履行期間は、原則として陸上競技場の利用がない期間とする。ただし、橿原公園には陸上競技場以外の施設も存在することから、これらの施設利用者の安全にも十分配慮すること。
- (6)業務関係官公庁その他の関係機関への必要な届出、申請及び手続等は、受託者の責任において行うこと。

(7)その他必要事項については、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。